

# 県水協たより



第44号

令和5年8月1日

発行／公益社団法人 山形県水質保全協会事務局  
東根市大字野田695番地の8 TEL 0237-48-2469 FAX 0237-48-2693



## 会長の挨拶

公益社団法人 山形県水質保全協会 会長 片桐 健 悅

会員各位並びに県、市町村等の関係行政機関の皆様には、日頃から当協会の事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

去る6月8日に、松澤県環境エネルギー部長及び前田県水大気環境課長並びに当協会顧問である伊藤重成県議及び相田光照県議のご臨席を賜り、第13回社員定時総会が開催されました。新型コロナウイルス感染症のため、総会参加者の規模を縮小したり、懇親会を開催しないなどの様々な方法を試行してまいりましたが、新型コロナウイルスが感染症法の5類に移行したことから、感染防止対策を徹底した上ではあります、4年振りの通常開催となり多くの会員の皆様にご出席いただきました。

その際、公益社団法人山形県水質保全協会の初代会長であった青山豊顧問から、この度の総会をもって、ご勇退される旨の中し出があったことから、参加された皆様にその旨ご報告させていただきました。青山顧問は前社団法人の設立当初から当協会の運営にご尽力され、浄化槽法定検査の指定検査機関の基礎を築き上げ、平成24年の公益法人への移行認定についても主導され、今日の当協会の生みの親でありました。今後とも青山顧問の教えを守り、協会の業務推進に邁進していく所存であります。

さて、今年5月末に環境省環境再生・資源循環局長名で「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」の通知が各都道府県等あてに送付されました。この通知では、浄化槽が本来の性能を發揮して汚水を適正に処理するためには、浄化槽の適切な設置と維持管理が欠かせず、それを担保する上では、浄化槽台帳整備を行い、保守点検、清掃及び法定検査の徹底とその情報を管理していくことが重要であるとしています。

山形県内の法定検査の受検率は、全国的には高い数値になっておりますが、保守点検や清掃の実施が確認できない無管理浄化槽も微増の傾向となっておりますし、令和4年度からBOD基準改定を行ったことによる不適正件数も増加しております。また、法定検査で改善内容の指摘を受けても対応がされない経年不適正の浄化槽も一向に無くならない状況にあります。

昨今、地球温暖化による気候の先鋭化が指摘されて久しいですが、いつどこで水害が発生するか分からない状況です。浄化槽台帳は災害時の緊急調査や初期対応にも大きな力を發揮します。水害発生状況と浄化槽マップから調査すべき浄化槽が直ぐにわかり、対応も迅速になります。

当協会では、現在、8市町村の委託を受けて浄化槽台帳システムの管理を行っておりますが、今後とも、その維持管理情報を的確に行政施策に活かしていただけるよう努めてまいりますし、更に、他の多くの市町村のご理解をいただけるよう万全の対応を期してまいります。

結びにあたり、山形県の水環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを念頭において、これからも各種の事業を進めて参りたいと考えております。皆様のご指導、ご支援をお願い申しあげ、会長挨拶といたします。



山形県置賜総合支庁保健福祉環境部

環境課長 鎌 水 いづみ

置賜地域は、「母なる川」最上川の源流を有し、磐梯朝日国立公園の山々に囲まれた自然豊かな地域です。

置賜地域の特徴として、生活排水処理施設の中で浄化槽の割合が高いことが挙げられます。令和3年度末の時点での生活排水処理施設普及率は87.2%と県内平均の93.9%を下回っていますが、処理施設別に見ますと、浄化槽が20.5%と県平均の8.6%を大きく上回っております。このため、置賜地域では浄化槽の適切な維持管理が水環境保全のためには重要となります。

浄化槽が十分な処理能力を発揮するためには、浄化槽の保守点検や清掃など適切な維持管理が欠かせません。また、維持管理状況を確認するための法定検査も重要であります。

置賜総合支庁では、今後とも関係市町や関係機関と連携しながら合併浄化槽の普及や適切な維持管理の啓発について取り組んでまいりますので、引き続き貴協会からの御理解と御協力をお願い申し上げます。

みんなで豊かな水環境と美しい最上川を守っていきましょう。



山形県庄内総合支庁保健福祉環境部

環境課長 大久保 剛

庄内地域は、鳥海山・出羽三山をはじめとする山々と日本海に囲まれた広大な平野が広がる自然豊かな地域であり、山形県を縦断する最上川、出羽山地を源とする赤川、鳥海山系を源とする日向川・月光川など、豊かな水環境に恵まれています。

この水環境を清らかに保つため、浄化槽が果たす役割は非常に大きなものがあります。庄内地域の令和3年度末の生活排水処理施設普及率は、県内で最も高い97.2%となっておりますが、引き続き、合併処理浄化槽の整備促進を図る必要があります。併せて、浄化槽がその能力を十分に発揮し、生活環境及び公衆衛生の向上に資するため、保守点検や清掃、法定検査の実施などの適切な維持管理が大変重要です。

清らかな水環境を次世代に引き継ぐため、庄内総合支庁では、貴協会や市町などの関係機関と連携しながら、合併処理浄化槽の普及促進と適切な維持管理の啓発に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和5年度 第13回社員定時総会

去る、6月8日(木)山形市のホテルキャッスルにおいて、第13回社員定時総会を開催しました。

総会は菅副会長の開会挨拶に始まり、片桐会長の挨拶の後、山形県環境エネルギー部長 松澤勝志様、ご来賓の山形県議会議員 伊藤重成様よりご挨拶をいただきました。

その後、(有)県南エコサービス 島貫利幸様を議長に選任後、議事に入り、

第1号 令和4年度事業報告について

第2号 令和4年度決算承認の件

第3号 定款変更の承認の件

第4号 任期満了による役員の選任の件

第5号 令和5年度事業計画及び収支予算について

審議の結果、5議案とも満場一致で原案どおり承認され、青山副会長の閉会の挨拶により、第13回社員定時総会を終了いたしました。

また、総会終了後、会員相互の情報交換と親睦を図るため、懇親会を開催しました。



新役員紹介のようす



総会のようす

### 令和5年度 (公社)山形県水質保全協会 役員名簿

役職	会員名	所 属	役職	会員名	所 属
会長理事	片桐 健 悅	天童環境(株)	理 事	丹治 正 彦	東北環境開発(株)
副会長理事	青 山 武	環清工業(株)	理 事	島 貫 利 幸	(有)県南エコサービス
副会長理事	菅 龍 太	(有)エコシラカワ	理 事	菅野 宣 証	(有)菅野清掃
常務理事	佐 藤 貢 一	(公社)山形県水質保全協会	監 事	天 野 富 雄	天野富雄税理十事務所
理 事	黒 澤 利 宏	テルス(株)	監 事	遠 藤 一 生	(有)厚生社
理 事	斎 藤 実	(株)マルコウ環境			

### 山形県水質保全協会長表彰

当協会の発展に貢献し、功績顕著な会員、役員又は職員に山形県水質保全協会長表彰が贈呈されました。なお、6月8日(木)社員定時総会時に表彰式が執り行われました。



丹治正彦氏(理事)  
(功労役員表彰 受賞)

田淵公英氏(東北環境開発(株))  
(優良事業従業員者表彰 受賞)

高橋義隆氏(検査課課長補佐)  
(協会職員表彰 受賞)

左から 高橋検査課長補佐 丹治理事 片桐会長 田淵様

## 令和4年度 事業 報 告

### 法定検査業務の推進

#### 1 净化槽法定検査

##### ① 净化槽法定検査実施数

検査計画34,900基に対し、7条検査370基、11条検査34,644基  
合計35,014基を実施した。

##### ② オンラインによる市町村浄化槽行政担当者会議について、村山・庄内地区は8月26日、最上・置賜地区は8月29日に参加し、総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行った。

また、未受検者に対し、県・市町村と共に文書指導の啓発を行うとともに、30人槽以上の大型浄化槽の未受検者についても県と共に受検啓発するなど、受検基数の増加と受検率の向上に努めた。

##### (未受検者対応)

検査拒否対応	1,502件対応	192件受検	(12.8%)
未申込対応	1,212件対応	14件申込	(1.2%)
合 計	2,714件対応	206件受検	(7.6%)

##### ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員4名を派遣し、浄化槽法定検査員の資格取得に努めた。

##### ④ 浄化槽法定検査普及啓発活動

10月1日浄化槽の日の山形新聞に広告を掲載し、浄化槽を通じた公共用水域の水質保全について啓発を行うとともに、浄化槽の維持管理の重要性と法定検査受検への理解に努めた。

#### 2 浄化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

##### ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るため、浄化槽水処理技術管理研修会を開催した。

10月24日 天童市 山形県総合運動公園 69名参加

##### ② 10月24日、浄化槽法に基づく保守点検の登録に際して、3年に1回義務化された浄化槽管理士研修について県と連携協力し、浄化槽管理士指定研修会を開催した。

また、コロナ禍であることから、リモート受講ができるよう対策を取った。

10月24日 天童市 山形県総合運動公園 13名参加

##### ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうため、村山、最上及び置賜の各総合支庁管内の浄化槽新規設置者に対して、浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうための資料一式を配付し、法定検査の啓発を行った。

・対象地域：尾花沢市、大石田町 21名

・対象地域：新庄市及び最上郡各町村 111名

・対象地域：米沢市、南陽市、川西町 194名

##### ④ 検査員研修

愛媛県松山市で開催された第36回全国浄化槽技術研究集会に職員3名を派遣した。本年度よりBODの不適正判断値が変更されたことから、精度管理の徹底を図るために、写真判定及び水質検査の判断等について内部研修会を2回開催した。また、交通安全運転に対する知識や意識を高めることを目的に、保険会社から講師を招き研修会を行った。

#### 3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

##### ① 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等一般廃棄物処理業に関する情報を随時提供した。

また、同協会からの浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を随時提供した。

##### ② 協会機関紙「県水協たより」を年2回（8月、1月）発行し、県及び市町村、会員、関係機関に配布した。

##### ③ ホームページを通して協会の情報公開に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及に努めた。

アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

#### 4 净化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

改正净化槽法により自治体に整備が義務付けられた净化槽台帳の作成を支援するため「市町村浄化槽台帳システム」を活用する業務委託契約を7自治体と継続契約するとともに、川西町と新たに締結した。また、他市町村に対し「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けた啓発を行った。

#### 5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 環境省からの「浄化槽の指導普及に関する調査」に協力するため、市町村に対し、浄化槽法定検査の結果データを提供した。  
また、総務省からの「浄化槽行政に関する行政評価・監視に係る調査」に協力するため、県・市町村に対し、複数年にわたって「破損又は変形」、「漏水」と不適正判定された単独処理浄化槽の資料を提供した。
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため尾花沢市、最上町で計4基の実地調査を行った。

#### 6 浄化槽維持管理に関する調査研究

- ① 保守点検及び清掃に関する調査研究  
令和4年度の法定検査判定基準の一部見直しに係り、BODの不適正判断値が変更されたことから、地域間の傾向や維持管理の違い等について調査を行い、その内容を10月24日に浄化槽管理士指定研修会で情報提供を行った。
- ② 浄化槽法定検査の精度管理と効率化に向けた研究  
BODが超過した場合の判定の統一化を図るため、検査実施時に撮影した浄化槽の写真データと判断基準の調査を行った。また、その結果を職員に周知するとともに法定検査の精度管理を高めた。
- ③ 改正浄化槽法で示された休止制度に係り、協会台帳の「空き家」となっている施設について、浄化槽台帳の整合性を高めるための検討を行った。また、検討の結果を踏まえて3月に空き家調査を行い、使用実態の把握に努めた。

#### 7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等（8団体159名）からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の実践に協力した。
- ② 最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、80団体252箇所のレーダーチャート作成と河川ごとの調査結果のマップ作成に協力をした。
- ③ 8月19日に行われた山形県保健環境活動団体連合会の書面表決による総会において、浄化槽啓発用リーフレットを配布及び県水協たよりを配布した。また、連合会活動を支援するため助成金を交付した。

#### 8 被災地支援活動

令和4年8月3日に発生した豪雨で水害に見舞われた置賜地区の被災状況について情報収集に務めた。また、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」について、8月5日に県水大気環境課から市町村に対し再周知されたことに伴い、問合せ等に対応した。

#### 9 その他活動

- ① 日本赤十字社活動を支援するため助成金を交付した。
- ② 8月11日に開催された第6回「山の日」全国大会in山形の趣旨に賛同し協賛を行った。
- ③ 新規事業検討会を立ち上げ、浄化槽事業及び環境保全事業に関する情報収集を行うとともに、事業の可否について検討を行った。
- ④ 協会ガバナンス強化のため定款の見直しを行い、変更に向けて県と計3回協議を行った。



理事会のようす

## 令和4年度 判定別 法定検査実績表

令和4年4月1日～令和5年3月31日

イ. 適正  
□. おおむね適正  
△. 不適正

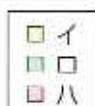
(単位：基)

地区名	市町村名	7条検査			11条検査			合計	
		検査基数	イ	□	△	検査基数	イ	□	
村山地区	村山市	11	6	5	0	1,206	614	528	64 1,217
	東根市	13	9	3	1	2,401	1,396	883	122 2,414
	尾花沢市	18	7	11	0	2,441	1,339	1,046	56 2,459
	大石田町	3	1	2	0	249	133	103	13 252
	(小計)	45	23	21	1	6,297	3,482	2,560	255 6,342
最上地区	新庄市	57	29	27	1	3,354	1,841	1,384	129 3,411
	真室川町	21	15	6	0	1,031	575	428	28 1,052
	金山町	4	2	1	1	455	240	199	16 459
	最上町	10	2	8	0	983	242	667	74 993
	舟形町	0	0	0	0	161	33	118	10 161
	鮎川村	6	1	5	0	508	270	223	15 514
	戸沢村	3	2	1	0	472	217	227	28 475
	大蔵村	4	1	3	0	386	157	206	23 390
	(小計)	105	52	51	2	7,350	3,575	3,452	323 7,455
	米沢市	101	60	38	3	6,850	3,769	2,878	203 6,951
置賜地区	南陽市	32	20	12	0	2,804	1,724	1,009	71 2,836
	高畠町	17	7	10	0	1,355	879	435	41 1,372
	川西町	26	16	10	0	1,715	934	731	50 1,741
	(小計)	176	103	70	3	12,724	7,306	5,053	365 12,900
	鶴岡市(旧管内)	32	17	15	0	2,631	1,559	935	137 2,663
庄内地区	藤島庁舎	0	0	0	0	112	63	45	4 112
	羽黒庁舎	0	0	0	0	111	69	38	4 111
	櫛引庁舎	0	0	0	0	76	40	31	5 76
	朝日庁舎	0	0	0	0	248	154	91	3 248
	温海庁舎	2	1	1	0	769	431	287	51 771
	鶴岡市計	34	18	16	0	3,947	2,316	1,427	204 3,981
	余日庁舎	0	0	0	0	211	155	54	2 211
	立川庁舎	0	0	0	0	138	83	54	1 138
	庄内町計	0	0	0	0	349	238	108	3 349
	三川町	1	0	1	0	141	80	56	5 142
酒田地区	田川計	35	18	17	0	4,437	2,634	1,591	212 4,472
	酒田市(旧管内)	4	1	2	1	2,370	1,441	842	87 2,374
	八幡総合支所	0	0	0	0	343	196	132	15 343
	平田総合支所	2	1	1	0	405	236	166	3 407
	松山総合支所	0	0	0	0	75	51	20	4 75
	酒田市計	6	2	3	1	3,193	1,924	1,160	109 3,199
	遊佐町	3	2	1	0	643	385	236	22 646
	飽海庄内計	9	4	4	1	3,836	2,309	1,396	131 3,845
	(小計)	44	22	21	1	8,273	4,943	2,987	343 8,317
	合計	370	200	163	7	34,644	19,306	14,052	1,286 35,014

7条検査

△ 1.9%

□ 44.1%

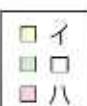


イ 54.0%

11条検査

△ 3.7%

□ 40.6%



イ 55.7%

## 令和3年度 濾化槽法第11条検査受検率

	全設置 基数		検査対象 基数		検査 実施数		受検率		検査 機関	
	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併	単独	合併
村山総合支庁管内	25,007	13,929	11,078	24,833	13,929	10,904	17,601	8,198	9,403	70.9%
(旧山形保健所)	8,653	6,129	2,524	8,624	6,129	2,495	4,984	2,834	2,150	57.8%
山形市	4,524	3,614	910	4,520	3,614	906	2,286	1,469	817	50.6%
上山市	1,923	724	1,199	1,913	724	1,189	1,411	409	1,002	73.8%
天童市	1,208	972	236	1,198	972	226	759	564	195	63.4%
山辺町	707	544	163	702	544	158	361	239	122	51.4%
中山町	291	275	16	291	275	16	167	153	14	57.4%
(旧寒河江保健所)	8,377	3,472	4,905	8,303	3,472	4,831	6,381	2,318	4,063	76.9%
寒河江市	3,202	1,528	1,674	3,164	1,528	1,636	2,462	1,060	1,402	77.8%
河北町	1,681	1,154	527	1,671	1,154	517	1,196	762	434	71.6%
西川町	884	283	601	880	283	597	733	199	534	83.3%
朝日町	1,530	155	1,375	1,517	155	1,362	1,241	105	1,136	81.8%
大江町	1,080	352	728	1,071	352	719	749	192	557	69.9%
(旧村山保健所)	7,977	4,328	3,649	7,906	4,328	3,578	6,236	3,046	3,190	78.9%
村山市	1,511	1,017	494	1,499	1,017	482	1,227	787	440	81.9%
東根市	3,173	2,156	1,017	3,150	2,156	994	2,343	1,477	866	74.4%
尾花沢市	2,831	851	1,980	2,797	851	1,946	2,426	665	1,761	86.7%
大石田町	462	304	158	460	304	156	240	117	123	52.2%
最上総合支庁管内	8,788	3,079	5,709	8,621	3,079	5,542	7,186	2,541	4,645	83.4%
(旧新庄保健所)	8,788	3,079	5,709	8,621	3,079	5,542	7,186	2,541	4,645	83.4%
新庄市	4,219	1,670	2,549	4,148	1,670	2,478	3,286	1,457	1,829	79.2%
金山町	515	100	415	508	100	406	441	76	365	87.2%
最上町	1,097	289	808	1,068	289	779	971	211	760	90.9%
舟形町	221	107	114	221	107	114	164	60	104	74.2%
真室川町	1,180	257	923	1,150	257	893	1,015	207	808	88.3%
大蔵村	404	124	280	396	124	272	383	113	270	96.7%
鶴川村	573	248	325	561	248	313	463	201	262	82.5%
戸沢村	579	284	295	571	284	287	463	216	247	81.1%
直賀総合支庁管内	20,160	6,948	13,212	19,800	6,948	12,852	16,466	5,128	11,338	83.2%
(旧米沢保健所)	14,908	4,924	9,984	14,662	4,924	9,738	12,334	3,792	8,542	84.1%
米沢市	8,011	2,211	5,800	7,861	2,211	5,650	6,623	1,702	4,921	84.3%
南陽市	3,265	1,439	1,826	3,214	1,439	1,775	2,714	1,144	1,570	84.4%
高畠町	1,601	619	982	1,593	619	974	1,330	449	881	83.5%
川西町	2,031	655	1,378	1,994	655	1,339	1,667	497	1,170	83.6%
(旧長井保健所)	5,252	2,024	3,228	5,138	2,024	3,114	4,132	1,336	2,796	80.4%
長井市	2,780	1,170	1,610	2,716	1,170	1,546	2,136	749	1,387	78.6%
小国町	1,019	535	484	1,009	535	474	661	309	352	65.5%
白鷗町	978	213	765	946	213	733	913	197	716	96.5%
飯豊町	475	106	369	467	106	361	422	81	341	90.4%
庄内総合支庁管内	12,037	8,130	3,907	11,956	8,130	3,826	8,167	4,857	3,310	68.3%
(旧鶴岡保健所)	4,784	3,031	1,753	4,738	3,031	1,707	3,955	2,426	1,529	83.5%
鶴岡市	4,588	2,901	1,687	4,543	2,901	1,642	3,830	2,359	1,471	84.3%
三川町	196	130	66	195	130	65	125	67	58	64.1%
(旧酒田保健所)	7,253	5,099	2,154	7,218	5,099	2,119	4,212	2,431	1,781	58.4%
酒田市	5,616	3,868	1,748	5,596	3,868	1,728	3,189	1,763	1,426	57.0%
庄内町	516	369	147	515	369	146	374	233	141	72.6%
遊佐町	1,121	862	259	1,107	862	245	649	435	214	58.6%
合 計	65,992	32,086	33,906	65,210	32,086	33,124	49,420	20,724	28,696	75.8%
合計(補正後※)	65,992	32,086	33,906	65,202	32,086	33,116	49,420	20,724	28,696	75.8%
										公表値

※検査対象基数はR4年度浄化槽の指導普及に関する調査による。

※検査対象基数は下記算出式による推計値を用いている。

=(R3年度未設置基数)-(R3年度新設基数)-(R2.8.1～R2.12.31の新設基数)×1/2-(R3.1.1～R3.3.31の新設基数)

(出典：山形県環境エネルギー部水人気環境課)

## 令和5年度 事業計画

### 1 淨化槽法定検査の推進

- ① 淨化槽法定検査実施計画  
7条検査300基、11条検査34,200基 合計 34,500基とする。
- ② 総合支庁及び管内市町村の担当者と情報交換を行い、未受検者に対し周知啓発を行い、受検率の向上を図る。また、大型槽の未受検者に対し、県とともに受検啓発を行う。
- ③ 淨化槽法定検査員資格取得のため、公益財団法人日本環境整備教育センターに新入職員を派遣する。また、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習に職員を派遣し、検査員の労働安全衛生の向上に努める。

### 2 淨化槽及び一般廃棄物に関する研修会・講習会

- ① 会員、浄化槽管理士、浄化槽清掃技術者、一般廃棄物処理業者及び当協会職員の資質の向上を図るために、浄化槽水処理技術管理研修会及び一般廃棄物セミナーを開催する。
- ② 浄化槽管理士の育成と浄化槽管理技術の向上を図るために「浄化槽管理技術指導出前講座」を開設する。
- ③ 浄化槽の適正な取り扱いと使用上のルールを理解してもらうために、各総合支庁管内において、浄化槽新規設置者に対する講習会を開催する。  
また、浄化槽新規設置者には、講習会資料一式を無料で配付する。
- ④ 検査員の資質と技術力の向上及び精度管理の徹底を図るために、積極的に講習会等に参加するとともに、法定検査の効率的運用を図るために、内部研修を実施する。
- ⑤ 浄化槽法に基づく保守点検業の登録に際して、3年に1回の受講が義務化された浄化槽管理士研修について、「浄化槽管理士指定研修会」を県と連携協力しながら複数回開催する。

### 3 浄化槽及び一般廃棄物に関する情報提供、機関紙の発行

- ① 浄化槽及び浄化槽清掃に関する情報を会員に提供する。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会発行の「環境保全タイムズ」等、一般廃棄物処理業に関する情報を会員に提供する。
- ③ 協会機関紙「県水協たより」を発行し、県、市町村、会員及び関係機関等に配布する。
- ④ ホームページを通して協会の情報公開等に努めるとともに、浄化槽の適正な管理知識や各種手続き等の普及を図る。  
アドレス <https://yamagata-suisituhozen.or.jp/>

### 4 浄化槽台帳システムを活用した市町村との業務委託の推進

- ① 浄化槽法により自治体に整備が義務付けられた浄化槽台帳について、指定検査機関への委託を可能とする方針を受け、当協会独自の「市町村浄化槽台帳システム」の活用に向けて市町村への周知説明を積極的に行い業務委託を進める。

### 5 浄化槽の維持管理に関する調査・相談・指導業務

- ① 浄化槽管理者からの相談や問い合わせ等に対し、対応する。
- ② 埼玉県から市町村に依頼される「浄化槽の指導普及に関する調査」の回答に協力するため、市町村に浄化槽法定検査の結果データを提供する。
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に補助対象登録された浄化槽が所期の性能を発揮しているかどうか検証するため、実地調査を行う。

### 6 浄化槽維持管理に関する調査研究

改正浄化槽法で示された休止制度について、所有者不明の空き家や使用停止状態であっても条件を満たしたうえで届出しなければ「休止」とはならないため、市町村と連携し実態調査するとともに、浄化槽台帳の整合性を高めるための調査研究を進める。

### 7 水環境保全活動への支援

- ① 県内小中学校等からの要請により、県内河川において簡易調査キットによる水質検査を実施し、環境教育の推進に協力する。
- ② 美しい山形・最上川フォーラムの県内一斉調査「身近な川や水辺の健康診断」へ参加するとともに、調査結果の集計について協力をを行う。
- ③ 山形県保健環境活動団体連合会活動に対し活動資金の支援を行う。

### 8 災害時の廃棄物処理及び浄化槽点検等に関する復旧支援

本県において大規模災害が発生した場合に、山形県と締結した「災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書」に基づき、復旧を支援する。

### 9 その他活動

- ① 会員の協力を得ながら新規会員、賛助会員の加入促進に努める。
- ② 一般社団法人日本環境保全協会等の上部団体と連携を図り、事業の円滑な推進と発展に資するともに扶助事業の推進に努める。
- ③ 新たな事業の取組みについて、調査検討を進める。
- ④ 日本赤十字社活動に対する支援を行う。

## 令和5年度 淨化槽管理士指定研修会

令和5年5月31日(水)に村山市「観葉プラザ」にて、第1回目となる「令和5年度浄化槽管理士指定研修会」を開催しました。

県条例により浄化槽保守点検業者には専任の浄化槽管理士に対する研修受講を義務付けており、この研修会は県が指定した研修会として開催されたもので、受講修了が保守点検業の登録（更新）の要件となっています。

講師に、山形県環境エネルギー部水大気環境課 主事 黒坂美奈氏、全国浄化槽推進市町村協議会 事務局長 久川和彦氏、(株)ハウステック 住機環境事業企画部 山下宏氏、当協会検査課長 六沢善幸氏による講習が開かれました。

また、当日は「令和5年度浄化槽・水処理技術研修会」も併せて開催し、浄化槽保守点検業者の実務担当者、県・市町村職員など計82名の参加となりました。

なお、今年度の浄化槽管理士指定研修会の開催予定は、下記のとおりですので、自社の登録更新の時期等をご確認のうえ、受講を希望される方は期限内にお申し込みくださいようお願いいたします。



片桐会長による主催者挨拶



県水大気環境課 黒坂主事による講演の様子



(株)ハウステック 山下氏による講演の様子



会場の様子



久川事務局長による講演の様子



当協会からの情報提供

### お知らせ

### 令和5年度 浄化槽管理士指定研修会の開催日程のお知らせ

回	開 催 日	会 場	申込期限
第2回	令和5年8月2日(水)	酒田市：勤労者福祉センター 所在地：酒田市緑町10-19	申込は終了しました
第3回	令和5年10月4日(水)	米沢市：すこやかセンター 所在地：米沢市西大通1丁目5-60	9月13日(水)まで
第4回	令和5年12月6日(水)	新庄市：最上広域センター ゆめりあ 所在地：新庄市多門町1-2	11月15日(水)まで



## 常務理事のご挨拶

常務理事 佐 藤 貢 一

本年4月より、山形県水質保全協会に勤めさせていただいております佐藤貢一です。どうぞよろしくお願ひいたします。

去る6月の第13回社員定時総会及び理事会において、常務理事に選任いたしましたが、責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

前職の時代には、当協会が公益認定を受ける際の担当者であったこともあります、これも何かの縁と考えております。前職での浄化槽関係業務としては、他に浄化槽費補助制度の創設、法定検査の受検推進及び法定検査料金の改定などの業務がありました。

特に、平成23年度の県費補助制度の創設については、従来の嵩上げ補助制度を一旦終了していたため、各方面から再開のご要望が多かったことと、生活排水処理普及率の目標達成のためには、浄化槽設置が最も重要ということで、当時の課長とともに一年に亘り検討を重ねた事業でした。東日本大震災の年であり、課職員全員が土日も含めて放射線対策業務を分担しながら、その合間に各自が担当業務を行った激務の年でもありました。

生活排水処理WGの検討会や市町村ブロック説明会を何度も開催し、最終的に①合併処理浄化槽への転換推進②住民負担の3割軽減③市町村設置型も対象、を三本柱とする新制度の実現でした。事業開始後は、市町村や会員の皆様方の多大な御支援と御協力により、減少を続けていた新設基数が一旦上昇に転じたものの、人口減少などの大きな流れには逆らえず、結局、数年で振り出しに戻り、浄化槽設置数は年々減少傾向となっています。

そんな昨今ではありますが、浄化槽指定検査機関としましては、水環境の保全と公衆衛生の向上に向け、今後とも法定検査事業を推進し、受検した皆様方の満足度を高めるとともに、浄化槽を適正に長期間使用するためには、維持管理と法定検査が欠かせないものだということを、職員とともに改めて周知啓発してまいります。

もとより微力ではございますが、公益法人である協会が収支のバランスを取りつつ、人的な面も含めて安定した経営に繋がるよう、新たな事業展開等に努力してまいります。今後とも、皆様からの変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ新任の挨拶といたします。

## 協会からのお知らせ

新規入会	会員区分	氏名	事業所名	住所
	正会員	石黒 正春	(株)ジェイアイ	南陽市三間通138番地の2
	正会員	佐藤 達也	(株)庄内エコポリス	酒田市石橋字前田18番地の2

変更	会員区分	新旧	氏名	事業所名	住所
	正会員	新	大瀧 光典	東北環境開発(株)	鶴岡市下清水字打越2-1
		旧	富樫 博		

## 事務局より

新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着いてきた今、外出の機会が増えたという方も多いのではないでしょうか?また、各地ではコロナ禍以前のような祭りや花火大会などが催され、賑やかな夏が戻ってくるようです。

しかし、まだまだ感染症対策に気を付ける必要があります。

例年より一層暑い毎日で酷暑が続いているますが、どうぞ、夏の暑さに負けず、健やかな毎日をお過ごしください。